

## 技術士登録年度における技術士 CPD 実績の定義について

技術士 CPD センター  
技術士 CPD 管理部

### 1. 技術士 CPD について

技術士法による「継続研さんの責務」は、技術士登録を行った技術士の責務であることから、**技術士登録日以降の CPD 実施を、技術士 CPD と定義すること**とされています。

### 2. 他学協会の証明書による CPD 活動実績の技術士登録簿への記載について

技術士登録日の属する年度の CPD 実績登録に当たっては、CPD 登録証明書の内訳として CPD 実施日が記載されている CPD 実施明細に関わる書面（各学協会が発行する CPD 実績の年度毎の明細、あるいは CPD 登録内容一覧画面のハードコピー等）を提出して下さい。

その明細書により**技術士登録日以降に実施されたことが確認される CPD 実績時間のみをその年度の技術士 CPD 実績として登録します。**

上記の CPD 実施日が記載されている明細書の提出が全くない場合は、その年度の技術士 CPD 実績の登録はできませんのでご注意ください。

以上